

## 国見町告示第 33 号

国見町移住支援金給付事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

### 国見町移住支援金給付事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

第 1 条中「マッチング支援事業」の次に「・地方就職学生支援事業」を加える。  
第 3 条第 1 号ア（イ）ただし書中「就職し」の次に「、通勤し」を加え、「通学期間も」を「通学期間の修業年限を上限（ただし、高等専門学校は 2 年を上限）として」に改め、同号中「申請者は」の次に「（世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）」を加え、同条第 2 号中「東京圏内」の次に「の条件不利地域」を加え、同条第 3 号中「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））」を「地域未来交付金（デジタル実装型）」に改める。  
第 4 条第 1 号ウ中「経営者」を「事業主」に改め、「・履歴事項全部証明書、開業届の写し等（移住元での在勤地を確認できる書類）」を加え、「・開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）」及び「・個人事業等の納税証明書等（移住元での在勤期間を確認できる書類）」を削り、同号中シをスとし、カからサまでをキからシまでとし、オの次に次のように加える。

カ テレワークの場合の申請者のみ必要となる書類

・所属先企業等の就業証明書（第 4 号様式の 2）（自己の意思等を確認できる書類）

※個人事業主を対象とする場合については以下の書類の追加提出を必要とする。

・業務委託契約書等（申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類）

・開業届の写し又は確定申告書の写し

・申請前 3 箇月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可）

第 10 条第 1 号中「就業」を「第 3 条(2)（就業に関する要件）及び(4)（関係人口に関する要件）に定める要件を満たす」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

移住支援金交付申請書兼実績報告書

[別紙参照]

第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第4条関係）

誓約書

[別紙参照]

第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の2-1（第4条関係、第11条関係）

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）

[別紙参照]

第4号様式の2-2（第4条関係、第11条関係）

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用（報告）用）

[別紙参照]

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

移住支援金交付決定兼確定通知書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

国見町長 様

移住支援金交付申請書兼実績報告書

「ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱」、「福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領」及び「国見町移住支援金給付事業補助金交付要綱」に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄(※下記欄に記入してください)

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 移住した日

移住年月日	年 月 日	→住民となった日を記入してください。(届出日ではありません)。
-------	-------	---------------------------------

3 移住支援金対象内容(※該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯				
移住支援金の種類		就業		テレワーク		関係人口		起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)				人	左記のうち、18歳未満の家族の人数(1の申請者は含まない)			人

4 確認事項(※該当する欄に○を付けてください)

申請日から5年以上継続して、福島県国見町に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(マッチングサイト登録求人への就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
上記でB. を選択した場合(就職先の法人の状況)		A. 地域経済の発展等に寄与する行為を行っている	B. 地域経済の発展等に寄与する行為を行っていない
(テレワークの場合のみ記載) 福島県国見町への移住の意思について		A. 自己の意思である	B. 所属先企業等からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 移住元に居住していた際の福島県国見町との関わりについて		A. 関係人口であった	B. 関係人口ではなかった

※上記、確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住元(転入前)の住所(※東京 23 区又は東京圏での在住履歴を記入)

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 東京 23 区での就労履歴(※東京圏から東京 23 区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入)

期間	就労先(勤務先等の住所)
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

※申請には通算 5 年以上の東京 23 区への在住又は東京圏から東京 23 区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※東京 23 区へ通学していた後に東京 23 区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

7 移住後の生活状況(テレワークによる移住者のみ記入)

勤務先 企業等・部署名			
勤務部署住所	〒		
勤務先へ行く (出勤する) 頻度	回程度/週・月・年(選択)	行くことはない	
	その他(右に具体的に記載)		

8 移住支援金交付申請額(※申請する金額を記入してください)

金  円      うち、子育て加算  
※該当する場合のみ      1,000,000 円 ×  人

9 申請者の口座情報(※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。)

金融機関名		銀行 ・ 信用金庫 農協 ・ 信用組合
本・支店名		
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

10 添付書類(※下記の書類を添付してください)

- ①同意書(第2号様式)
- ②誓約書(第3号様式)
- ③【就業の場合：第3条(2)関係】就業先が交付した就業証明書(移住支援金の申請用)(第4号様式の1)
- ④【テレワークの場合：第3条(3)関係】就業先が交付した就業証明書(移住支援金の申請用)(第4号様式の2)  
※(個人事業主のみ)業務委託契約書等、開業届の写し又は確定申告書の写し、申請前3か月間のテレワーク収入確認書類
- ⑤【関係人口の場合：第3条(4)関係】移住元において、移住先市町村の関係人口であったことが確認できる書類(第5号様式)  
就業：就業証明書(移住支援金の申請用)(第4号様式の3)  
起業：開業届等、県内で起業したことが確認できる書類  
就農等：耕作証明書等、県内で就農したことが確認できる書類  
地域づくり等：町内で地域づくり活動や地域活性化の活動に恒常的に参加していたことが確認できる書類
- ⑥【起業の場合：第3条(5)関係】起業支援金交付決定通知書
- ⑦移住元における在住の証明書類(戸籍の附票の写し、住民票の写し等)  
※世帯の場合は、移住元(転入前)において同一世帯であったことが確認できること
- ⑧【該当者のみ】移住元における就労・修学の証明書類(※以下の書類)  
【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】  
⑧-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等  
⑧-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類(離職票等)  
【法人経営者又は個人事業主であった者】  
⑧-3 履歴事項全部証明書、開業届の写し等(移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類)  
【修学していた者】  
⑧-4 移住元で修学していた大学等の卒業証明書等  
※通学していた者については、併せて移住元で就労していたこと等の証明が必要です。

【県・市町村確認欄】 ※申請者は記入しないこと。

管理コード(福島県)			
管理コード(国見町)		窓口での本人確認書類	

第3号様式（第4条関係）

誓 約 書

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 福島県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び国見町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 ふくしま移住支援金給付事業補助金交付要綱、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業、起業支援事業実施要領及び国見町移住支援金給付事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
  - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した県内市町村から転出した場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合
    - ・支給を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

国見町長 様

申請者住所

署名

年 月 日

国見町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※)	
勤務者住所 (移住前)	〒
勤務者住所 (移住後)	〒
勤務先部署の 所在地	〒
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇用形態	週20時間以上のテレワーク従事
交付金 による資金提供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業による資金提供をしていない

(※)福島県移住支援事業（移住支援金）に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び国見町の求めに応じて、福島県及び国見町に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄（申請者等は記入しないでください。）	
	移住前から同企業等に所属していることを確認している。
	申請日時点で、移住元での業務を引き続きテレワークにより行っていることを確認している。

年 月 日

国見町長 様

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

就業時間の証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用（報告）用）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日			
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 分
		(うち休憩時間)		
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日
	平日	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
	日祝	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	時間 分
		(うち休憩時間)		
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間	<input type="checkbox"/> 週間	日
	主な就労時間帯	時 分	～ 時 分	(うち休憩時間 分)
就労実績 (直近3ヶ月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	
特記事項 (備考)				

第6号様式（第5条関係）

番 年 月 日  
号 日

様

国見町長

移住支援金交付決定兼確定通知書

福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び企業支援事業実施要領の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

記

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

※ 裏面の備考を参照のこと。

(備考)

- 1 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
  - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した県内市町村から転出した場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合
    - ・支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合
    - ・支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 国見町は、福島県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領に基づき、福島県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用について
  - ・この通知書は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35（地方移住支援型）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35（地方移住支援型）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
  - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--